
第5期 下妻市障害福祉計画

第1期 下妻市障害児福祉計画

平成30年3月

下妻市

ごあいさつ



本市では、下妻市障害者プラン（下妻市障害者計画）に掲げている“ともに支えあう障害のある人にやさしいまち”の実現に向けて各種障害福祉施策を推進してきました。

国では、平成 28 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、新たな障害福祉サービスの制度化や医療的なケアを要する児童への支援が明記されるとともに、平成 30 年度を初年度とする障害児福祉計画の策定が義務付けられるなど、すべての障害者・児が安心して暮らせる社会の実現に向けた法整備が進められてきています。

一方で、障害者の高齢化や障害の重度化等により、障害福祉に関するニーズが多様化し、障害福祉サービス等の実施主体である自治体に求められる役割は、今後ますます重要になっていきます。

こうした障害福祉に関するニーズの多様化に対応すべく、本市では「第 5 期下妻市障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」を策定しました。

策定に当たっては、市民アンケートや市民団体への意向調査を実施するとともに、下妻市障害者自立支援協議会を開催し、本市における障害福祉に関するニーズの把握と課題の整理を行いました。

本計画を実効性のあるものとするため、行政をはじめ、市民や関係団体の皆様とともに障害福祉施策の推進に努めてまいりますので、一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、各種調査にご協力いただきました市民・関係団体の皆様、本計画の内容についてご検討・協議にご尽力いただきました障害者自立支援協議会委員・関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

下妻市長 稲景 本浩

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の概要	2
第1節 計画の背景.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	5
第3節 計画の策定.....	6
第4節 計画の推進.....	7
第2章 障害のある人の現状	8
第1節 障害者の状況.....	8
第2節 アンケート結果.....	11
第3節 福祉サービス利用状況.....	18
第3章 計画の理念・基本目標	22
第1節 計画の理念・基本視点.....	22
第2節 計画の基本目標.....	23
第3節 施策の体系.....	24
第2部 第5期下妻市障害福祉計画	25
第1章 施策の展開	26
基本目標Ⅰ 相談支援の充実.....	26
基本目標Ⅱ 障害福祉サービス等の基盤整備.....	27
基本目標Ⅲ 地域生活の支援.....	28
基本目標Ⅳ 地域における障害者福祉の推進.....	29
第2章 成果目標	30
第3章 障害福祉サービス等の事業内容、量の見込と確保の方策	33
1. 相談支援.....	33
2. 訪問系サービス.....	34
3. 日中活動系サービス（日常的支援・自立訓練）.....	35
4. 日中活動系サービス（就労支援）.....	36
5. 居住系サービス.....	37
6. 地域生活支援事業、その他の自立支援給付事業.....	38
第3部 第1期下妻市障害児福祉計画	41
第1章 施策の展開	42
基本目標Ⅴ 障害のある児童の支援.....	42
第2章 成果目標	44
第3章 障害福祉サービス等の事業内容、量の見込と確保の方策	45
1. 障害児相談支援.....	45
2. 障害児通所支援.....	45
3. その他の事業.....	46
参考資料	47
下妻市障害者自立支援協議会設置要綱.....	47
下妻市障害者自立支援協議会委員名簿.....	49
下妻市障害福祉計画・下妻市障害児福祉計画策定に係る意見書聴取団体.....	49
用語集.....	50

第1部 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画の背景

(1) 障害福祉施策の充実

障害福祉施策について、わが国では、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障害及び知的障害、精神障害それぞれについて、住民に最も身近な市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正を行ってきました。

平成18年4月1日から施行された「障害者自立支援法」によって、身体障害者及び知的障害者に加え、精神障害者も含めた一元的な制度の確立、地域生活への移行や就労支援といった課題への対応、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを行いました。

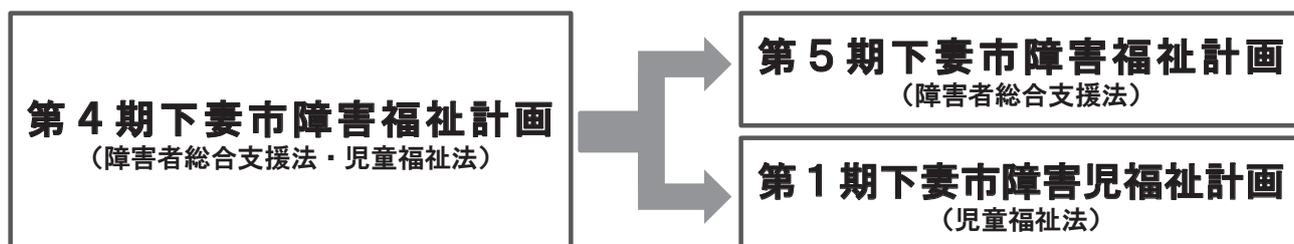
平成24年4月1日に改正された児童福祉法では、それまで障害種別等で分かれて実施されていた障害児支援を障害児施設（通所・入所）に一元化することによって、重複障害に対応するとともに、より身近な地域で支援を受けられる体制の整備が図られました。

平成25年4月1日に施行された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関連法律の整備に関する法律」によって、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と名称を改め、「共生社会の実現」に向けた基本理念の制定、支援対象の難病等への拡大、地域移行支援、地域生活支援の拡充を行いました。

さらに、平成28年5月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、「地域生活」と「就労」に対する支援の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用促進、障害児のニーズに対応した支援体制の整備推進を図ることとなりました（次項に法改正の概要を掲載）。

本市では、障害者自立支援法及び障害者総合支援法に基づき、また地域の実情に合わせた「下妻市障害福祉計画」を第1期から第4期まで策定し、障害者施策を推進してきました。

そして今回は、これらの法改正と地域の実情の変化を踏まえ、「第4期下妻市障害福祉計画」を「第5期下妻市障害福祉計画」に改定するとともに、障害児向けサービス提供体制の構築を一層進めるため、障害児向けの施策を独立させて拡充した「第1期下妻市障害児福祉計画」を策定しました。



(2) 平成 28 年度法改正の概要

1. 名称

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」

2. 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日（一部については平成 28 年 6 月 3 日に施行）

3. 改正の主な概要

(1) 障害者の望む地域生活の支援

①地域生活を支援する新たなサービスの創設（自立生活援助）

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する。

②就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設（就労定着支援）

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する。

③重度訪問介護の訪問先の拡大

重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。

④高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。

(2) 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設（居宅訪問型児童発達支援）

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。

②保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。

③医療的ケアを必要とする障害児に対する支援

医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする（平成 28 年 6 月 3 日施行）。

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。

(3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

①補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。

②情報公表制度の創設と自治体事務の効率化

都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する。

(3) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービスの全体像

障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえて支給決定が行われる「障害福祉サービス」、地域生活への移行及び定着を目的とした「地域相談支援」、市町村の創意工夫により、地域の利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用までの流れが異なります。

また、障害のある児童の通所サービスは、平成24年4月の児童福祉法等の改正により、新たに「障害児通所支援」としてサービス体系が再編され、「障害児通所給付」に位置づけられました。

平成28年度の法改正により、障害福祉サービスにおいては「就労定着支援」と「自立生活援助」が、障害児通所支援においては「居宅訪問型児童発達支援」が新設されました。

障害者総合支援法に基づく福祉サービス	計画相談支援		計画相談支援	
	地域相談支援		地域移行支援 地域定着支援	
	障害福祉サービス	訪問系サービス	介護給付	居宅介護
				重度訪問介護
		同行援護		
		行動援護		
		重度障害者等包括支援		
		日中活動系サービス	日常的支援・自立訓練	介護給付
	療養介護			
	短期入所			
	就労支援	訓練等給付	自立訓練	
			機能訓練生活訓練	
			就労移行支援	
	居住系サービス	介護給付	就労継続支援	
			A型	
B型				
地域生活支援事業等	必須事業	訓練等給付	就労定着支援（新設）	
			施設入所支援	
			共同生活援助	
			自立生活援助（新設）	
			理解促進研修・啓発事業	
			自発的活動支援事業	
			相談支援事業	
			成年後見制度利用支援事業	
			成年後見制度法人後見支援事業	
			意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業			
	手話奉仕員養成研修事業			
	移動支援事業			
	地域活動支援センター機能強化事業			
	任意事業	日常生活支援	訪問入浴サービス	
日中一時支援				
自動車運転免許取得・改造費補助事業				
地域生活支援促進事業	障害者虐待防止対策支援事業			
その他の自立支援給付事業	自立支援医療費	更生医療		
		育成医療		
		精神通院医療		
児童福祉法に基づく福祉サービス	障害児相談支援		補装具費	
	障害児通所支援	障害児支援利用援助		
		継続障害児支援利用援助		
		児童発達支援		
		放課後等デイサービス		
障害児入所支援	保育所等訪問支援（拡充）			
	医療型児童発達支援			
	居宅訪問型児童発達支援（新設）			
その他の児童福祉サービス	小児慢性特定疾患児支援	障害児入所施設	医療型	
			福祉型	
			軽度・中等度難聴児支援	
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業		軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業		

第2節 計画の位置づけ

(1) 計画策定の根拠

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する方策を定めるものであり、また市町村障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する方策を定めるものであり、両計画は、厚生労働大臣が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)」に則して策定することとされています。

そのため本市においても、この基本指針に則し、法改正や第4期までの事業実績や目標の達成状況等を勘案して本計画を策定しました。

(2) 関連する行政計画

本計画は、本市の障害(児)者に関する基本的な計画である「下妻市障害者プラン(下妻市障害者計画)」(計画期間：平成21年度～30年度)に掲げる一定分野の実施計画的な位置づけとなっています。

また本計画は、「第6次下妻市総合計画」を上位計画とし、「茨城県障害福祉計画」や本市の社会福祉関連計画との調和を図っています。

(3) 計画の対象

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健・医療・福祉、教育等のサービスについては、身体障害(児)者、知的障害(児)者・精神障害者のほか、難病患者、発達障害、高次脳機能障害等の新たな障害も対象とします。

また、共生社会の実現のためには、すべての市民による障害への理解と協力が必要です。そのため、本計画は全市民を対象とします。

(4) 計画の期間

「第5期下妻市障害福祉計画及び第1期下妻市障害児福祉計画」は、平成32年度を目標年度とし、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
障害者プラン	第1期	←-----→															
	第2期				←-----→												
	第3期																←-----→
障害福祉計画	第1期	←-----→															
	第2期			←-----→													
	第3期				←-----→												
	第4期						←-----→										
	第5期													←-----→			
障害児福祉計画	第1期													←-----→			

第3節 計画の策定

本計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするためには、サービスを利用する障害者等をはじめ、保健・医療・福祉、教育、就労、ボランティア等の幅広い関係者からの意見を反映することが重要です。

また、「共生社会」の実現には市民の理解と協力が不可欠なものであるため、市民に対する本計画の周知及び意見収集も行う必要があります。

そのため、本計画の策定にあたっては、以下のような取り組みを実施してきました。

(1) 協議会の開催

本市では、保健・医療・福祉、教育、就労、ボランティア等の障害福祉に関連する行政、民間団体、市民等によって構成される「下妻市障害者自立支援協議会」を設置しており、本計画の策定にあたっては、この協議会による内容の検討を行いました。

(2) アンケート、意向調査の実施

本市における障害者等の心身の状況や障害者等を取り巻く環境、障害福祉サービス等に対するニーズを把握するため、障害者等へのアンケート、障害者福祉に係わる市民団体への意向調査を行い、本計画に反映しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画へ市民の意見を反映させるため、また本計画の考え方を広く周知するため、素案についてパブリックコメントを実施しました。

第4節 計画の推進

(1) 推進体制の強化

障害のある人のニーズは、障害の状態や生活に対する希望などによって様々であり、障害福祉を推進していくにあたって保健・医療・福祉、教育、就労、ボランティア等の分野を超えた総合的な取り組みが不可欠であり、行政及び民間団体、市民との連携が重要となります。

本市では、上記の各分野から構成された「下妻市障害者自立支援協議会」により、相談支援事業の運営や地域の関係機関の相互連携に関すること等についての協議や情報交換を行いながら、障害福祉の向上に取り組んでおり、今後についても、各分野間の連携強化によって、障害福祉施策を推進していきます。

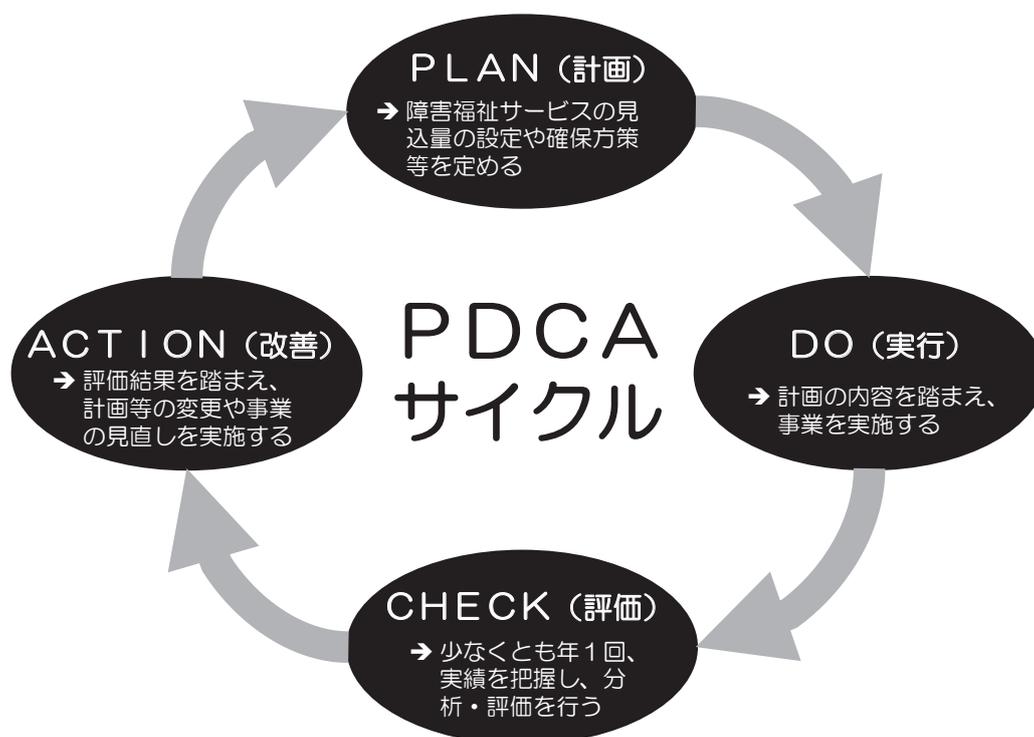
また市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として障害福祉サービスを提供していますが、サービス全体を適切かつ効果的に提供していくためには、近隣市町村や都道府県との広域的な連携が必要です。

そのため、近隣市町や茨城県との連絡調整や意見交換等により、本計画の推進体制を強化していきます。

(2) 評価・見直し

第4期の計画期間、平成27年度から平成29年度までの数値目標の達成状況、また障害福祉サービスの基盤整備状況、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況について評価、見直しを行ってきました。

平成30年度から平成32年度を計画期間とする本計画においても、成果目標や障害福祉サービスの見込量を設定し、進捗管理を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど、「PDCAサイクル」を実践していきます。

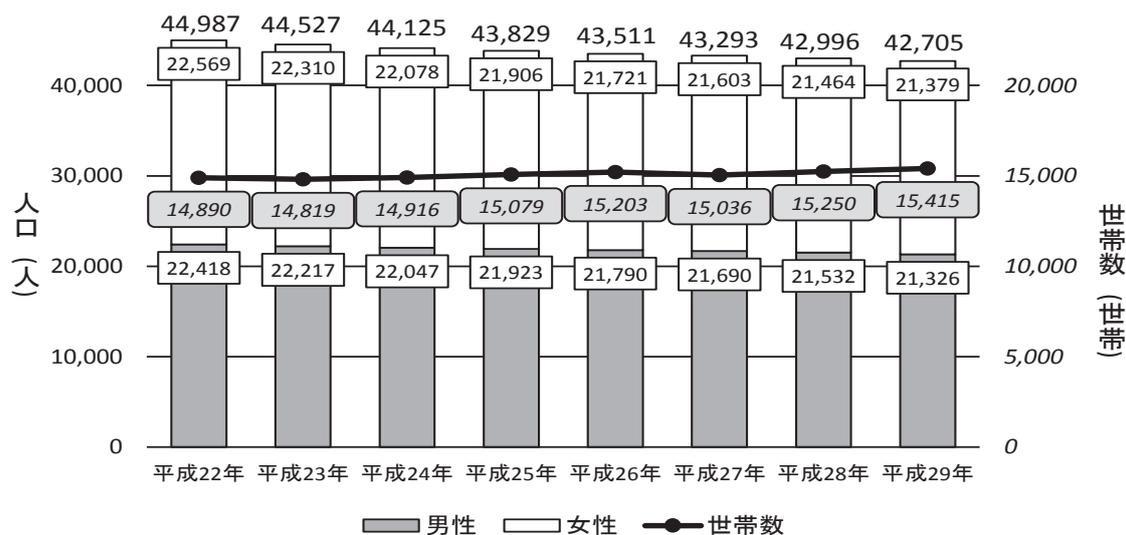


第2章 障害のある人の現状

第1節 障害者の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は減少傾向であり、平成22年には約4万5千人でしたが、平成28年には4万3千人を下回り、直近の平成29年10月では42,705人となっています。一方で、世帯数は増加傾向であり、平成25年には1万5千世帯を上回り、直近の平成29年10月では15,415世帯となっています。



各年10月1日現在 資料：常住人口調査

(2) 障害者の状況

①身体障害（児）者の状況

身体障害者手帳所持者は、1級が最も多く、障害種別では肢体不自由が最も多くなっています。

手帳所持者の推移をみると、平成28年に一度減少しましたが、概ね増加傾向です。年齢区分の推移をみると、18歳未満は減少傾向、18歳以上は増加傾向です。

ア) 身体障害者手帳所持者

(人)

障害種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	30	20	8	10	11	7	86
聴覚・平衡機能障害	0	39	20	22	0	56	137
音声・言語・そしゃく機能障害	0	3	10	3	0	0	16
肢体不自由	188	196	163	198	64	32	841
内部障害	369	9	61	86	0	0	525
合計	587	267	262	319	75	95	1,605

平成29年3月31日現在 資料：保健福祉部福祉課調べ

イ) 内部障害の内訳

(人)

心臓機能障害	腎臓機能障害	呼吸器機能障害	膀胱・直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害	合計
221	177	40	66	4	12	5	525

平成 29 年 3 月 31 日現在 資料：保健福祉部福祉課調べ

ウ) 身体障害者手帳所持者の推移 (障害種別)

(人)

障害種別	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚障害	92	92	93	100	92	86
聴覚・平衡機能障害	148	150	148	152	141	137
音声・言語・そしゃく機能障害	15	15	13	16	15	16
肢体不自由	834	829	855	869	835	841
内部障害	436	453	473	493	503	525
合計	1,525	1,539	1,582	1,630	1,586	1,605

各年 3 月 31 日現在 資料：保健福祉部福祉課調べ

エ) 身体障害者手帳所持者の推移 (年齢区分)

(人)

年齢区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満	29	28	22	22	22	20
18 歳以上	1,496	1,511	1,560	1,608	1,564	1,585
合計	1,525	1,539	1,582	1,630	1,586	1,605

各年 3 月 31 日現在 資料：保健福祉部福祉課調べ

②知的障害(児)者の状況

療育手帳所持者は、B判定が最も多く、手帳所持者数は増加傾向です。年齢区分の推移をみると、18歳未満、18歳以上ともに増加傾向です。

ア) 療育手帳所持者の推移 (手帳種別)

(人)

手帳種別	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
㊦判定	74	75	76	77	79	79
A判定	83	87	90	93	93	98
B判定	92	91	90	97	102	110
C判定	54	59	65	67	78	87
合計	303	312	321	334	352	374

各年 3 月 31 日現在 資料：保健福祉部福祉課調べ

イ) 療育手帳所持者の推移 (年齢区分)

(人)

年齢区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満	72	66	69	72	84	92
18 歳以上	231	246	252	262	268	282
合計	303	312	321	334	352	374

各年 3 月 31 日現在 資料：保健福祉部福祉課調べ

③精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、2級が最も多く、手帳所持者数は増加傾向です。年齢区分の推移をみると、18歳未満は横ばい、18歳以上は増加傾向です。

自立支援医療受給者証（精神通院）所持者については、18歳未満、18歳以上ともに増加傾向です。

ア) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（手帳種別） (人)

手帳種別	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	19	20	19	17	22	17
2級	89	93	110	107	117	122
3級	26	31	46	47	65	67
合計	134	144	175	171	204	206

各年3月31日現在 資料：保健福祉部福祉課調べ

イ) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（年齢区分） (人)

年齢区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	2	2	3	1	2	2
18歳以上	132	142	172	170	202	204
合計	134	144	175	171	204	206

各年3月31日現在 資料：保健福祉部福祉課調べ

ウ) 自立支援医療受給者証（精神通院）所持者の推移（年齢区分） (人)

年齢区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	6	7	11	12	10	13
18歳以上	411	460	462	465	495	499
合計	417	467	473	477	505	512

各年3月31日現在 資料：保健福祉部福祉課調べ

第2節 アンケート結果

(1) 調査の概要

本市における障害者等の心身の状況や障害者等を取り巻く環境、障害福祉サービス等に対するニーズを把握するため、障害者等へのアンケートを行い、本計画に反映しました。

調査対象	下妻市に住所があり、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方、難病患者福祉手当受給者
対象者数	合計 1,500 名
調査方法	郵送による無記名アンケート方式
実施期間	平成 29 年 8 月 8 日から平成 29 年 9 月 7 日まで
調査票回収結果	630 名（42%）

◆調査結果を読む際の留意点◆

- ・「n」は、「Number of case」の略で、回答の割合を算出する際の母数を示しています。
- ・「単一回答」とは、選択肢の中から回答者にとって最も適したものを一つ選択する設問への回答で、合計は 100%となります（小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 99.9%、100.1%となることがあります）。
- ・「複数回答」とは、選択肢の中から回答者にあてはまるものを複数選択する設問への回答で、選択肢ごとの回答比率を算出しています（選択肢ごとの回答数÷母数(n)×100）。そのため、全ての比率の合計は 100%とはなりません。

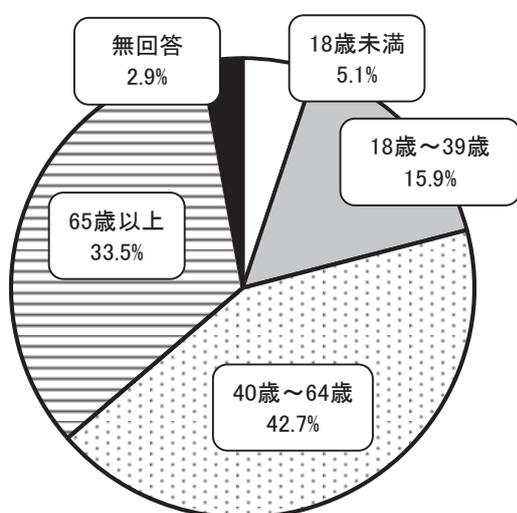
(2) 調査の結果

①年齢・障害種別について

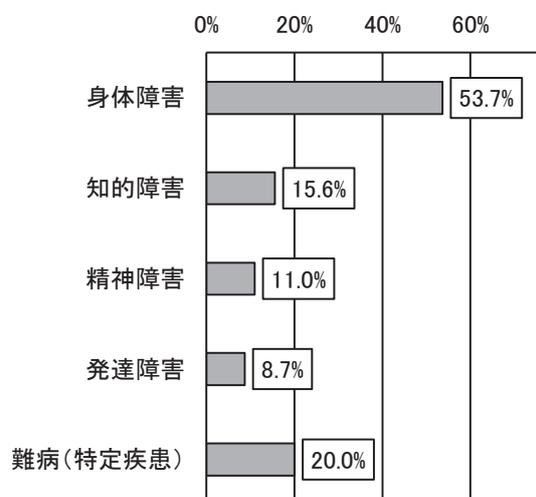
年齢構成は、「40 歳から 64 歳」が 42.7%で最も多く、「65 歳以上」が 33.5%と続き、この 2 つの層で 76.2%となり、今後障害者の高齢化が進むことがわかります。

障害種別では、「身体障害」が 53.7%で最も多く、「難病」が 20.0%と続きます。

■年齢構成 (n=630、単一回答)



■障害種別 (n=630、複数回答)

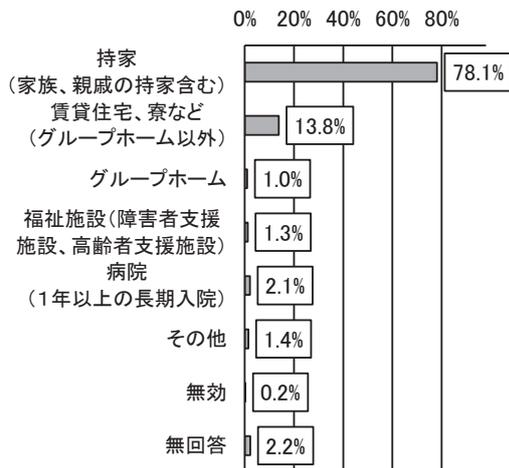


② 居所・同居家族等について

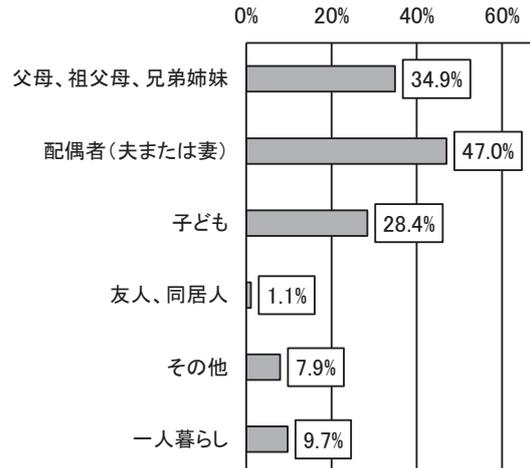
居所については、「持家」が78.1%で最も多く、「賃貸住宅、寮など」が13.8%と続き、この2つの種別で91.9%です。

同居家族等については、「配偶者」が47.0%で最も多く、「父母、祖父母、兄弟姉妹」が34.9%、「子ども」が28.4%と続きます。「一人暮らし」は9.7%となっています。

■ 居所 (n=630、単一回答)



■ 同居家族等 (n=630、複数回答)

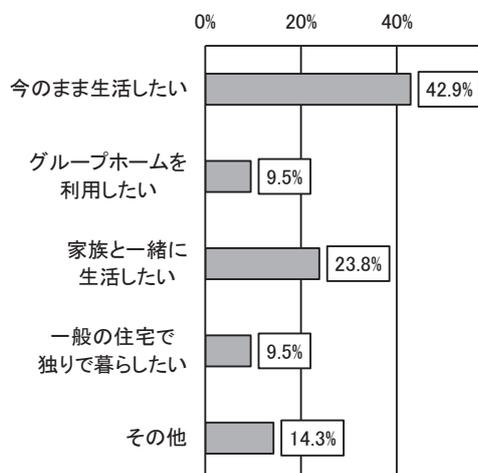


③ 地域への移行について

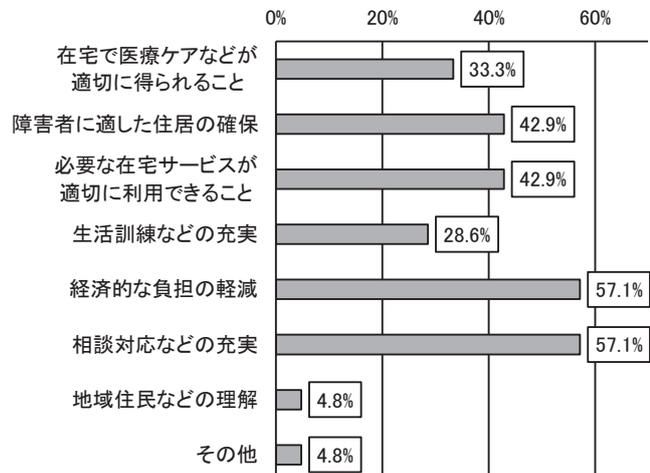
上記②の「居所」において、「福祉施設」又は「病院」と回答している人に対し、地域への移行について聞いたところ、地域での生活を希望する人が42.8%（「グループホームを利用したい (9.5%)」「家族と一緒に生活したい (23.8%)」「一般の住宅で独りで暮らしたい (9.5%)」）となり、地域移行に向けた支援が重要であることがわかります。

同じ対象者に「今後生活するために必要なこと」を聞いたところ、「経済的な負担の軽減」「相談対応などの充実」が、同率で57.1%と最も多く、「障害者に適した住居の確保」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が、同率で42.9%と続きます。

■ 地域への移行希望について (n=21、単一回答)



■ 今後生活するために必要なこと (n=21、複数回答)



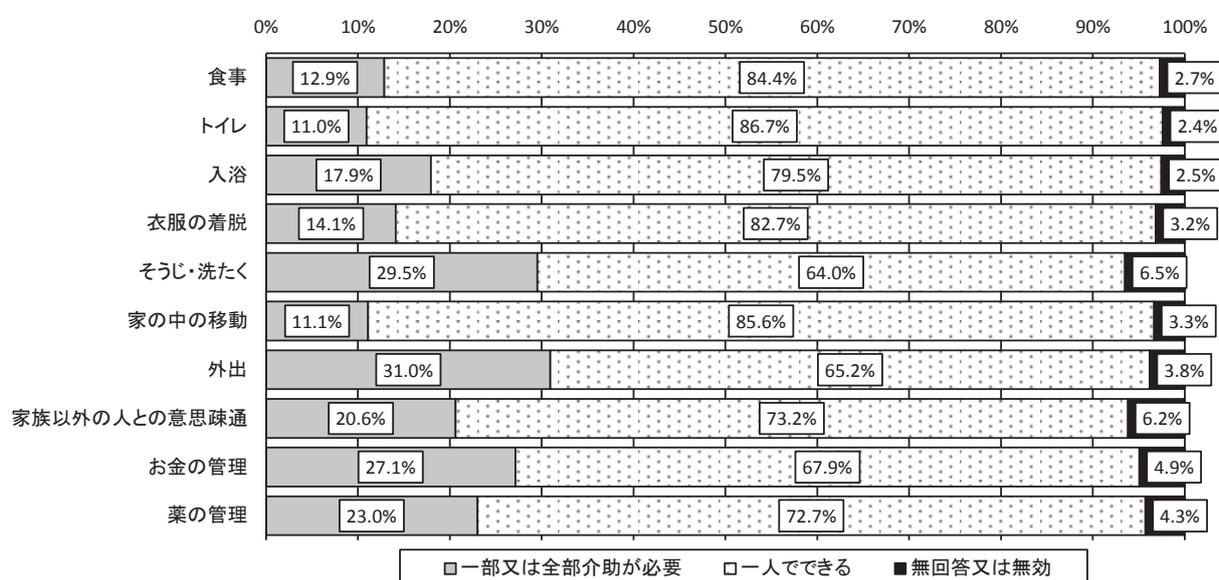
④日常生活における介助について

日常生活における介助については、全ての項目で6割以上の方が「一人でできる」としています。「一部又は全部介助が必要」とする項目は、「外出」が31.0%で最も多く、「そうじ・洗たく」が29.5%、「お金の管理」が27.1%と続きます。

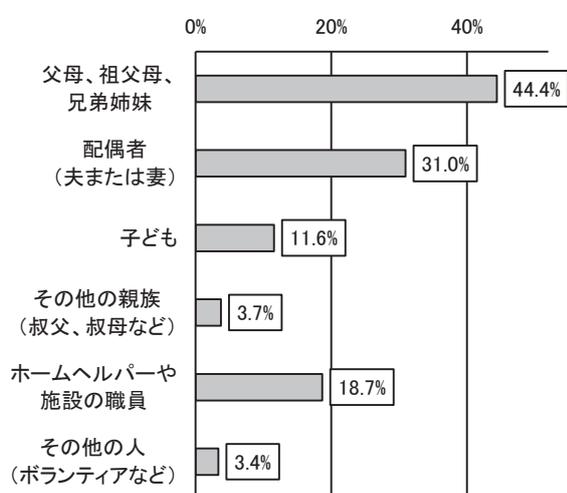
主な介助者は、「父母、祖父母、兄弟姉妹」が44.4%で最も多く、「配偶者」の31.0%が続き、「ホームヘルパーや施設の職員」は18.7%で3番目となっており、家族による介助の割合が高いことがわかります。

家族介助者の年齢は、「40歳から64歳」が44.1%で最も多く、「65歳以上」が40.0%と続き、この2つの層で8割以上を占めており、障害者自身だけでなく、家族介助者の高齢化も進むことがわかります。

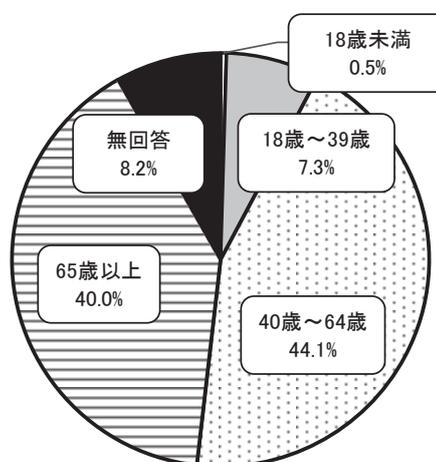
■日常生活で介助が必要なこと (n=630、それぞれの項目について単一回答)



■主な介助者 (n=267、複数回答)



■家族介助者の年齢 (n=220、単一回答)

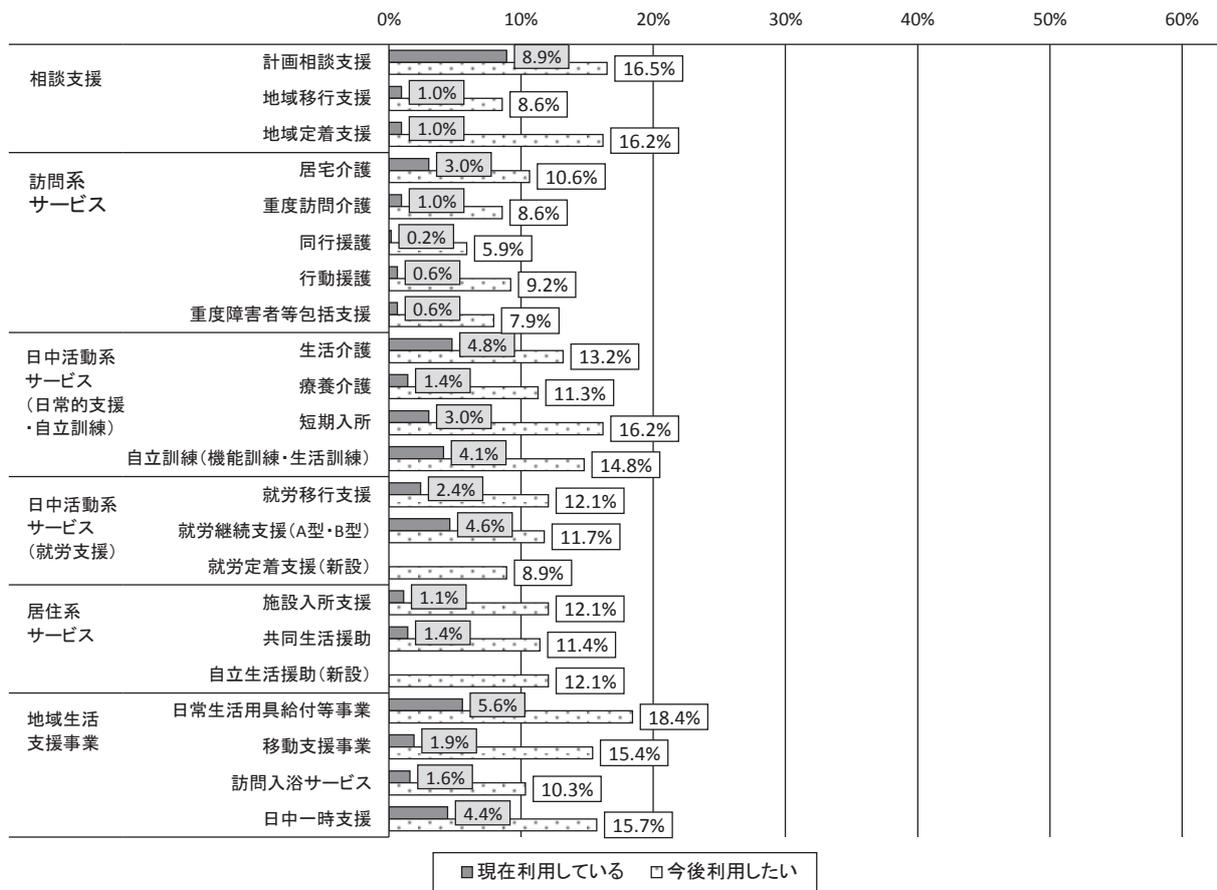


⑤障害福祉サービスのニーズについて

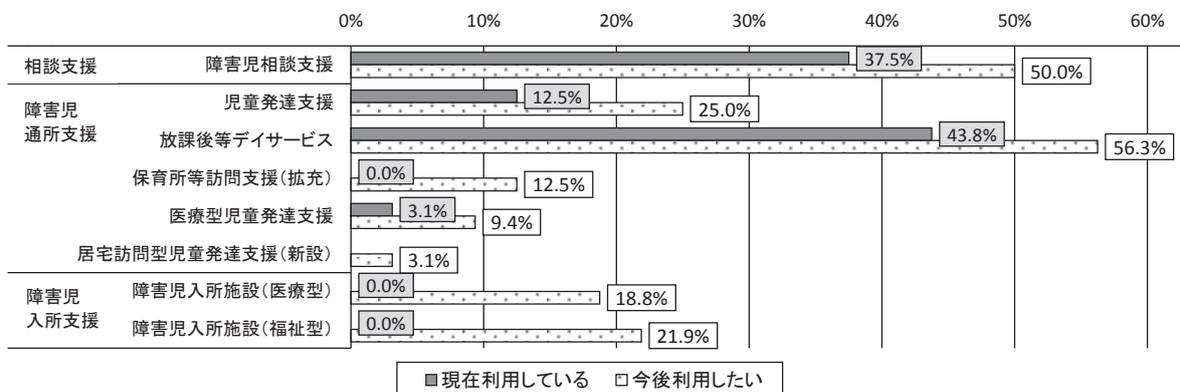
障害者総合支援法に基づくサービスについて、全てのサービスにおいて「今後は利用したい（将来ニーズ）」割合が、「現在利用している」割合を上回っており、これは、障害者自身や家族介助者の高齢化が関係していると考えられます。児童福祉法に基づく福祉サービスにおいても同様に将来ニーズの割合が高くなっています。また、新設サービスである就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援についても、利用ニーズがあることがわかります。

こうしたニーズに対応していくためには、サービスの基盤整備を計画的に進めていくことが必要です。

■障害者総合支援法に基づくサービスの利用について（現在及び今後）（n=630、複数回答）



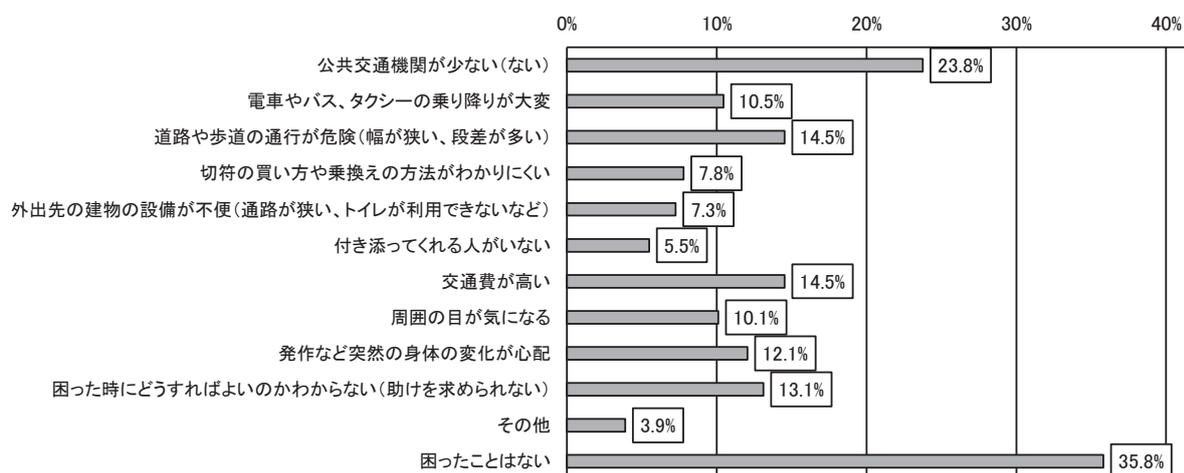
■児童福祉法に基づく福祉サービスの利用について（現在及び今後）（n=32、複数回答）



⑥外出時の困りごとについて

外出する時に困ることについては、「公共交通機関が少ない(ない)」が23.8%と最も多く、「道路や歩道の通行が危険(幅が狭い、段差が多い)」と「交通費が高い」が同率の14.5%で続き、公共交通やバリアフリーに関するニーズがあることがわかります。

■外出する時に困ること (n=564、複数回答)

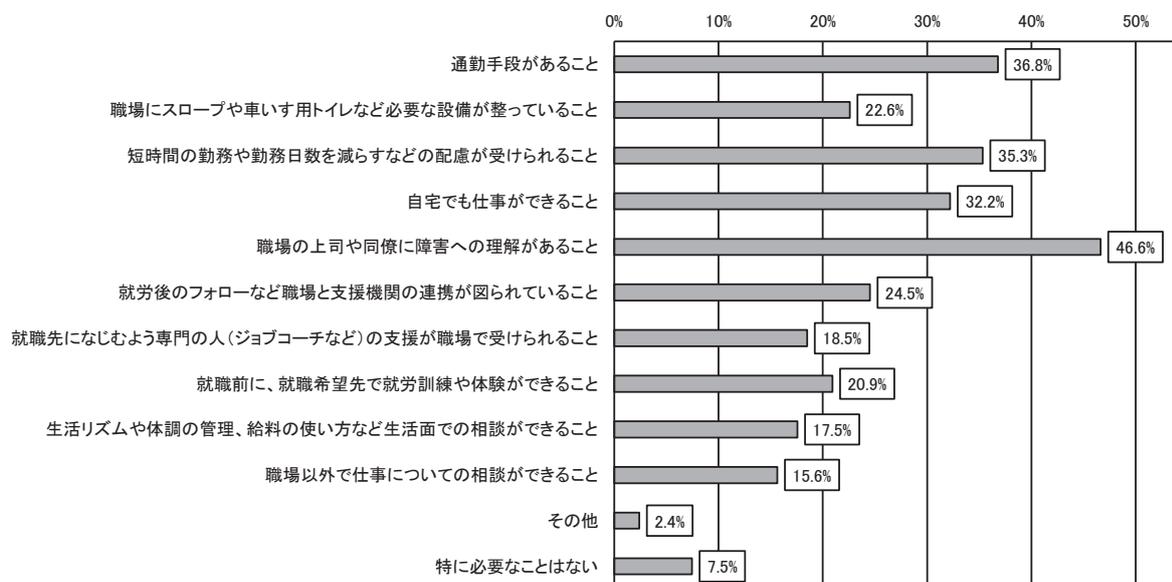


⑦仕事をするための環境について

収入を得る仕事をするために必要なことは、「職場の上司や同僚に障害への理解があること」が46.6%で最も多く、「通勤手段があること」が36.8%、「短時間の勤務や勤務日数を減らすなどの配慮が受けられること」が35.3%、「自宅でも仕事ができること」が32.2%と続きます。

ここからは、職場や通勤、就業場所に関して、障害に対する理解や配慮が必要なことがわかります。

■収入を得る仕事をするために必要なこと (n=416、複数回答)



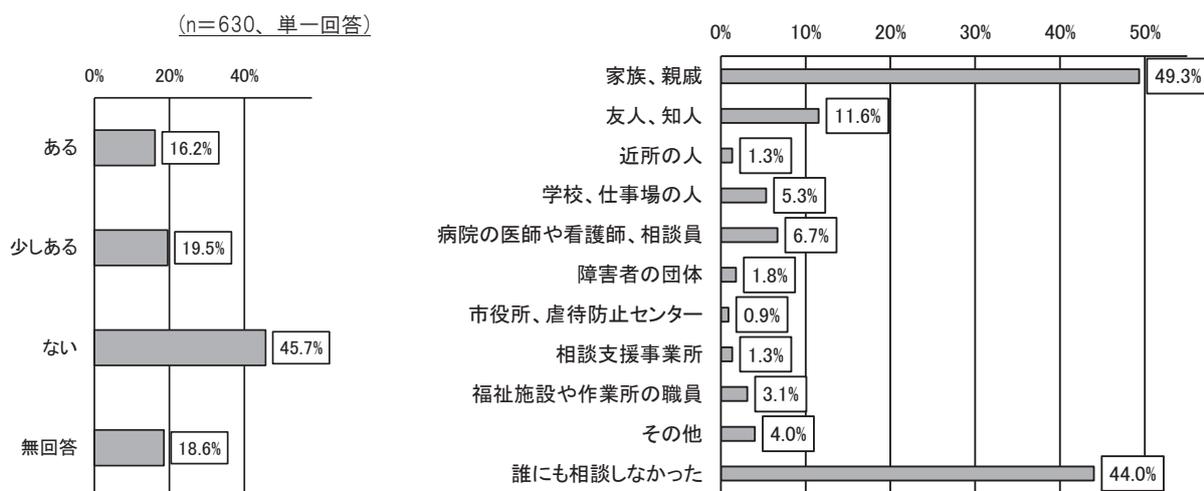
⑧差別について

差別や嫌な思いを受けた経験は、「ない」が45.7%で最も多いが、「ある」の16.2%、「少しある」の19.5%を合計すると35.7%となり、差別的な経験をした人が少なくないことがわかります。

そうした経験を受けた時の相談相手は、「家族、親戚（49.3%）」「友人、知人（11.6%）」と身近な人が多い一方で、相談に対応する、あるいは取り次ぐことの可能な関係機関に相談した人は少なく、また、「誰にも相談しなかった」という回答が44.0%もあり、相談しやすい環境の整備が必要ながわかります。

■差別や嫌な思いを受けた経験

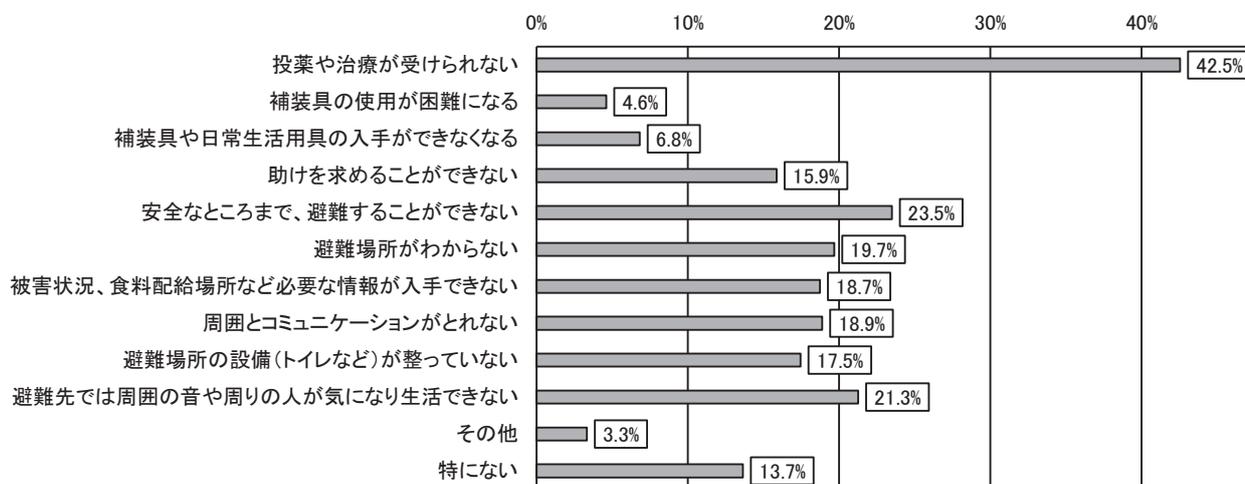
■差別や嫌な思いを受けた時の相談相手（n=225、複数回答）



⑨災害時の困りごとについて

地震などの災害時に困ることは、「投薬や治療が受けられない」が42.5%で最も多く、「安全なところまで、避難することができない」が23.5%と続きます。これらは、生命に直接かかわる問題であり、災害時には、こうしたことへの対応を優先する必要があります。

■地震などの災害時に困ること（n=630、複数回答）



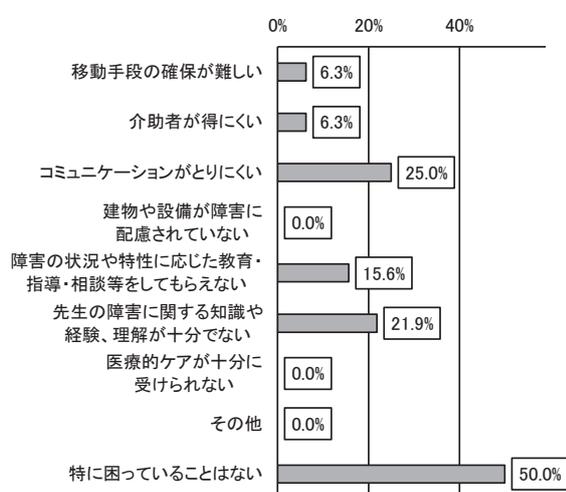
⑩学校生活と進路について

学校における困りごとは、「コミュニケーションがとりにくい」が25.0%で最も多く、「先生の障害に関する知識や経験、理解が十分でない」が21.9%、「障害の状況や特性に応じた教育・指導・相談等をしてもらえない」が15.6%と続き、地域の子どもや指導者の障害に対する理解や配慮が必要なことがわかります。

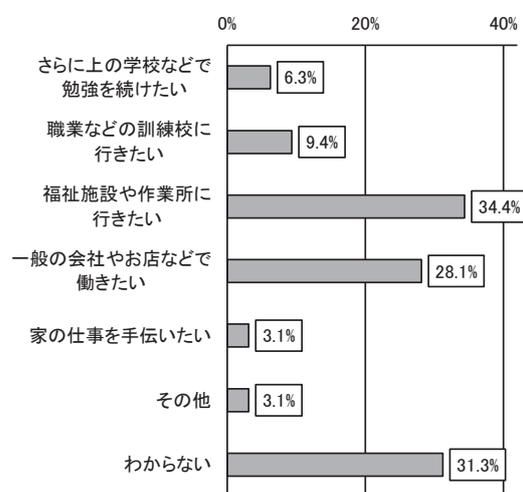
卒業後の進路については、「福祉施設や作業所に行きたい」が最も多く34.4%ですが、「さらに上の学校などで勉強を続けたい」の6.3%と「職業などの訓練校に行きたい」の9.4%、「一般の会社やお店で働きたい」の28.1%を合わせると43.8%となります。

これらの希望をかなえるためには、教育機関や就労支援事業所、通所支援事業所等が連携し、一人一人の希望に沿った支援をしていくことが必要です。

■学校における困りごと (n=32、複数回答)



■卒業後の進路 (n=32、複数回答)



第3節 福祉サービス利用状況

第4期下妻市障害福祉計画において設定した障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児福祉サービスの量の見込と実績を比較します。

※平成29年度の値は、平成29年9月時点での年間サービス利用量の推計値

(1) 障害福祉サービス

①相談支援

区分			第4期見込			実績			実績/見込		
事業名	単位		H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度
相談支援事業	事業所数	カ所	3	3	3	3	3	3	100.0%	100.0%	100.0%
計画相談支援	利用者数	人	320	340	360	240	256	269	75.0%	75.3%	74.7%
地域移行支援	利用者数	人	1	1	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	利用者数	人	1	1	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%

②訪問系サービス

区分			第4期見込			実績			実績/見込		
事業名	単位		H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護	利用者数	人	36	38	40	37	40	26	102.8%	105.3%	65.0%
	延利用時間	時間	3,744	3,952	4,160	3,716	3,172	2,272	99.3%	80.3%	54.6%
重度訪問介護	利用者数	人	1	1	1	0	2	2	0.0%	200.0%	200.0%
	延利用時間	時間	480	480	480	0	2,956	6,571	0.0%	615.8%	1369.0%
同行援護	利用者数	人	1	1	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
	延利用時間	時間	16	16	16	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
行動援護	利用者数	人	1	1	1	1	1	0	100.0%	100.0%	0.0%
	延利用時間	時間	16	16	16	88	2	0	550.0%	12.5%	0.0%
重度障害者等 包括支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0	—	—	—
	延利用時間	時間	0	0	0	0	0	0	—	—	—

※見込及び実績が0（ゼロ）の事業については、「実績/見込」欄にハイフン（—）を記載。

③日中活動系サービス（日常的支援・自立訓練）

区分			第4期見込			実績			実績/見込		
事業名	単位		H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度
生活介護	利用者数	人	115	120	125	111	112	107	96.5%	93.3%	85.6%
	延利用者数	人日	25,680	26,760	27,840	24,384	24,705	24,946	95.0%	92.3%	89.6%
療養介護	利用者数	人	6	7	8	5	5	7	83.3%	71.4%	87.5%
短期入所 (福祉型)	利用者数	人	16	17	18	21	22	15	131.3%	129.4%	83.3%
	延利用者数	人日	1,560	1,680	1,800	1,296	961	928	83.1%	57.2%	51.6%
短期入所 (医療型)	利用者数	人	4	5	6	3	3	3	75.0%	60.0%	50.0%
	延利用者数	人日	96	120	144	28	85	82	29.2%	70.8%	56.9%
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	3	4	5	1	0	0	33.3%	0.0%	0.0%
	延利用者数	人日	756	1,008	1,260	240	0	0	31.7%	0.0%	0.0%
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	6	7	8	5	7	4	83.3%	100.0%	50.0%
	延利用者数	人日	1,512	1,764	2,016	1,223	763	546	80.9%	43.3%	27.1%

④日中活動系サービス（就労支援）

区分			第4期見込			実績			実績/見込		
事業名	単位		H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度
就労移行 支援	利用者数	人	40	45	50	36	28	22	90.0%	62.2%	44.0%
	延利用者数	人日	8,640	9,720	10,800	5,268	3,511	3,892	61.0%	36.1%	36.0%
就労継続 支援(A型)	利用者数	人	6	8	10	8	9	9	133.3%	112.5%	90.0%
	延利用者数	人日	1,512	2,016	2,520	1,359	1,876	1,346	89.9%	93.1%	53.4%
就労継続 支援(B型)	利用者数	人	60	65	70	82	97	95	136.7%	149.2%	135.7%
	延利用者数	人日	12,960	14,040	15,120	14,472	16,854	18,378	111.7%	120.0%	121.5%

⑤居住系サービス

区分			第4期見込			実績			実績/見込		
事業名	単位		H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度
施設入所支援	利用者数	人	54	54	55	52	56	56	96.3%	103.7%	101.8%
共同生活援助	利用者数	人	38	41	44	44	47	46	115.8%	114.6%	104.5%

(2) 地域生活支援事業

① 必須事業

区分			第4期見込			実績			実績/見込			
事業名	単位等		H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	
理解促進 研修・啓発事業	実績有無	有無	無	有	有	無	無	有	—	×	○	
自発的活動 支援事業	実績有無	有無	無	無	有	無	無	有	—	—	○	
相談支援事業	相談支援事業	事業所数	力所	3	3	3	3	3	100.0%	100.0%	100.0%	
	地域自立支援協議会	実績有無	有無	有	有	有	有	有	○	○	○	
	相談支援事業強化事業	実績有無	有無	有	有	有	有	有	○	○	○	
成年後見人制度 利用支援事業	実績有無	有無	有	有	有	有	有	○	○	○		
成年後見制度 法人後見支援事業	実績有無	有無	無	無	有	無	無	無	—	—	×	
意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約 筆記者派遣事業)	利用者数	人	5	5	5	3	2	7	60.0%	40.0%	140.0%	
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練 支援用具	利用件数	件	5	5	5	4	2	2	80.0%	40.0%	40.0%
	自立生活 支援用具	利用件数	件	8	9	10	2	7	2	25.0%	77.8%	20.0%
	在宅療養等 支援用具	利用件数	件	5	5	5	4	1	0	80.0%	20.0%	0.0%
	情報・意思 疎通支援用具	利用件数	件	5	5	6	2	2	4	40.0%	40.0%	66.7%
	排泄管理 支援用具	利用件数	件	700	720	740	603	632	640	86.1%	87.8%	86.5%
	住宅改修費	利用件数	件	6	6	6	0	1	2	0.0%	16.7%	33.3%
手話奉仕員 養成研修事業	研修 終了者数	人	20	20	20	17	20	14	85.0%	100.0%	70.0%	
移動支援事業 (個別支援事業)	利用者数	人	17	17	17	21	15	8	123.5%	88.2%	47.1%	
	延利用時間	時間	350	350	350	610	446	470	174.3%	127.4%	134.3%	
地域活動支援センター 機能強化事業	実績有無	有無	有	有	有	有	有	有	○	○	○	

※計測する単位等を実績の有無としている事業の「実績/見込」欄については、年度ごとに「見込無→実績無はハイフン(—)」、「見込有→実績無は×」、「見込有→実績有は○」を記載。

② 任意事業

区分			第4期見込			実績			実績/見込		
事業名	単位		H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度
訪問入浴サービス	利用者数	人	3	3	4	3	3	4	100.0%	100.0%	100.0%
日中一時支援	利用者数	人	55	58	61	62	51	52	112.7%	87.9%	85.2%
自動車運転免許取得・ 改造費補助事業	利用者数	人	4	4	5	1	1	1	25.0%	25.0%	20.0%

(3) 障害児福祉サービス

①障害児相談支援

区分			第4期見込			実績			実績/見込		
事業名	単位		H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度
障害児相談支援	利用者数	人	41	43	45	35	40	46	85.4%	93.0%	102.2%

②障害児通所支援

区分			第4期見込			実績			実績/見込		
事業名	単位		H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度
児童発達支援	利用者数	人	2	2	2	2	2	5	100.0%	100.0%	250.0%
	延利用者数	人日	168	168	168	126	156	320	75.0%	92.9%	190.5%
放課後等 デイサービス	利用者数	人	39	41	43	27	38	40	69.2%	92.7%	93.0%
	延利用者数	人日	3,276	3,444	3,612	3,769	5,691	7,400	115.0%	165.2%	204.9%
保育所等 訪問支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0	—	—	—
	延利用者数	人日	0	0	0	0	0	0	—	—	—
医療型児童 発達支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0	—	—	—
	延利用者数	人日	0	0	0	0	0	0	—	—	—

※見込及び実績が0（ゼロ）の事業については、「実績/見込」欄にハイフン（—）を記載。

③その他の事業

区分			第4期見込			実績			実績/見込		
事業名	単位		H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度
小児慢性特定疾患児 日常生活用具給付事業	利用件数	件	2	2	3	0	2	0	0.0%	100.0%	0.0%

第3章 計画の理念・基本目標

第1節 計画の理念・基本視点

(1) 理念

第5期下妻市障害福祉計画及び第1期下妻市障害児福祉計画は、「下妻市障害者プラン（下妻市障害者計画）」と共通の次の理念に基づき、事業に取り組みます。

ともに支えあう 障害のある人にやさしいまち

障害のある人にやさしいまちとは

何よりも
障害のある人が
安心して
生活できること

全ての
ライフステージで
その人らしく
豊かな学校生活や
社会生活を
おくれること

働く意欲の
ある人
みんなが
働けること

障害のある人の
自立と社会参加を
地域社会の
みんなが
支えること

このような、障害のある人の自立生活を支援する共生社会のことです

(2) 基本視点

計画の理念を実行するために、「下妻市障害者プラン（下妻市障害者計画）」と同様に次の3つの基本視点を定めて、事業の推進を図ります。

①障害のある人の自立と社会参加を支援する

- ・親元を離れて地域社会で自立した住居での生活や仲間との共同生活など、地域における多様な形での自立生活や社会参加を望む障害のある人を支援します。

②利用者本位の福祉サービスの実現

- ・障害福祉サービスや地域生活支援事業をはじめさまざまな福祉サービスとともに、地域の自主的な団体等の行う事業などを組み合わせて、利用者にとってより使いやすく効果的なものとなるように利用者本位のサービス体系の構築を図ります。

③共生社会の実現を目指す

- ・障害の有無にかかわらずお互いの個性と人格を尊重しあい、自己責任と自己決定によりだれでも対等に社会参加できるような地域づくりを推進します。

第2節 計画の基本目標

本計画においては、障害のある人の自立と社会参加、共生社会の実現、障害児福祉の充実に向けて、次の5つの基本目標を設定し、各種事業を推進します。

【基本目標Ⅰ】 相談支援の充実

- 障害のある人が、地域でより自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、多様なニーズへの対応、適切なサービスの利用を促進するため、相談支援業務の一般的な充実を図ります。

【基本目標Ⅱ】 障害福祉サービス等の基盤整備

- 障害のある人の状態や希望に応じた障害福祉サービスを適切に提供するため、必要なサービスの量の見込を把握するとともに、供給体制を確保します。

【基本目標Ⅲ】 地域生活の支援

- 地域で生活する障害のある人が、地域の中で心豊かに、生きがいをもって暮らしていけるよう、在宅で障害のある人の自立生活を支援します。

【基本目標Ⅳ】 地域における障害者福祉の推進

- 障害のある人もない人も同じ地域で共に暮らしていけるよう、多様な主体の連携強化や虐待防止、権利擁護に関する普及啓発等により、地域全体で障害者福祉の向上に取り組みます。

【基本目標Ⅴ】 障害のある児童の支援

- 障害のある児童に必要な保育・教育等の支援が身近な地域で受けることができ、その児童と家族が地域の中で安心して暮らせるよう、関係機関と連携しながら施策の充実及び体制の整備に取り組みます。

なお、基本目標のⅠからⅣについては「第5期下妻市障害福祉計画」、基本目標のⅤについては「第1期下妻市障害児福祉計画」において推進していくものとします。

第3節 施策の体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。

	基本目標	施策の方向	具体的事業
第5期下妻市障害福祉計画	I 相談支援の充実	1. 相談支援体制の充実	・相談支援事業 ・計画相談支援
		2. 地域生活への移行、定着支援の充実	・地域移行支援 ・地域定着支援
		3. 協議会の活性化	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援
	II 障害福祉サービス等の基盤整備	1. 訪問系サービスの充実	・生活介護 ・療養介護 ・短期入所 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
2. 日中活動系サービス（日常的支援・自立訓練）の充実		・就労移行支援 ・就労継続支援（A型・B型） ・就労定着支援（新設）	
3. 日中活動系サービス（就労支援）の充実		・施設入所支援 ・共同生活援助 ・自立生活援助（新設）	
4. 居住系サービスの充実		・必須事業 ・任意事業 ・地域生活支援促進事業	
III 地域生活の支援	1. 地域生活支援事業の充実	・自立支援医療費 ・補装具費	
	2. その他の自立支援給付事業の充実		
	3. 地域生活支援拠点の整備		
IV 地域における障害者福祉の推進	1. 関係機関との連携強化		
	2. 虐待の防止		
	3. 権利の擁護		
	4. 差別の解消		
	5. 安全対策の推進		
第1期下妻市障害児福祉計画	V 障害のある児童の支援	1. 障害児相談支援の充実	・障害児相談支援
		2. 障害児通所支援事業の充実	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援（拡充） ・医療型児童発達支援
		3. 重度心身障害児等支援の充実	・居宅訪問型児童発達支援（新設）
		4. 障害児等の育成支援の充実	・小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業
		5. 地域における障害児福祉の充実	

第2部 第5期下妻市障害福祉計画

第1章 施策の展開

基本目標Ⅰ 相談支援の充実

障害のある人が、地域でより自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、多様なニーズへの対応、適切なサービスの利用を促進するため、相談支援業務の全般的な充実を図ります。

施策の方向1 相談支援体制の充実

- ◇「障害者基幹相談支援センター（下妻市役所第二庁舎1階、福祉課障害福祉係内）」を核とした相談支援の充実を図ります。
- ◇サービスの利用者の状態や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持ったサービスが提供されるよう、サービス等利用計画の策定を支援します。

[具体的事業（事業内容はP33）]

相談支援事業 ・ 計画相談支援

施策の方向2 地域生活への移行、定着支援の充実

- ◇地域生活へ移行を希望する人の計画的な移行が促進されるよう、地域移行支援のニーズを把握し、必要な支援体制の確保を図ります。
- ◇地域へ移行した人が安心して地域での生活を継続できるよう、地域定着支援の提供体制の充実を図ります。

[具体的事業（事業内容はP33）]

地域移行支援 ・ 地域定着支援

施策の方向3 協議会の活性化

- ◇障害のある人の多様な相談業務に対する総合的な対応ができるよう、また、サービス提供上の課題等の解決が促進されるよう、保健・医療・福祉、教育、就労、ボランティア等の障害福祉に関連する行政及び民間団体、市民等によって構成される「下妻市障害者自立支援協議会」を活性化し、関係機関の連携強化を図ります。

基本目標Ⅱ 障害福祉サービス等の基盤整備

障害のある人の状態や希望に応じた障害福祉サービスを適切に提供するため、必要なサービスの量の見込を把握するとともに、供給体制を確保します。

施策の方向1 訪問系サービスの充実

◇障害のある人の居宅での生活を支援するため、訪問系サービスの充実を図ります。

◇重度の人に対し、医療機関への入院時にも一定のサービスを提供します。

〔具体的事業（事業内容はP34）〕

居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援

施策の方向2 日中活動系サービス（日常的支援・自立訓練）の充実

◇障害のある人への施設での生活を支援するため、障害の状態等に応じた日中の生活介護や自立訓練等の充実を図ります。

〔具体的事業（事業内容はP35）〕

生活介護 ・ 療養介護 ・ 短期入所 ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

施策の方向3 日中活動系サービス（就労支援）の充実

◇障害のある人の生産活動への参加や、一般企業等での就労を促進するため、知識・能力の向上のための訓練の充実を図ります。

◇就業に伴う生活面の課題に対応し、職場に定着できるよう、事業所・家族との連絡調整等を支援します。

〔具体的事業（事業内容はP36）〕

就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型・B型） ・ 就労定着支援（新設）

施策の方向4 居住系サービスの充実

◇施設や地域で暮らす人が夜間も安心して過ごせるよう、訪問系サービスや日中活動系サービスと合わせて、主に夜間の介護サービスの充実を図ります。

◇施設入所者等の地域生活への移行を促進するため、グループホームの充実を促進します。

◇地域生活へ移行した人の地域への定着を図るため、定期巡回訪問や随時訪問等による相談・助言サービスに取り組みます。

〔具体的事業（事業内容はP37）〕

施設入所支援 ・ 共同生活援助 ・ 自立生活援助（新設）

基本目標Ⅲ 地域生活の支援

地域で生活する障害のある人が、地域の中で心豊かに、生きがいをもって暮らしていけるよう、在宅で障害のある人の自立生活を支援します。

施策の方向1 地域生活支援事業の充実

- ◇障害のある人もない人も地域でともに暮らしていけるよう、障害への理解促進や権利の擁護、意思疎通支援、情報提供、コミュニケーション機会の創出等に努めます。
- ◇障害者総合支援法に定める相談支援や障害福祉サービスに加えて、地域の実情に合わせた福祉サービスの充実を図ります。

[具体的事業（事業内容はP38、39）]

必須事業（理解促進研修・啓発事業・自発的活動支援事業・相談支援事業・成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業・意思疎通支援事業・日常生活用具給付等事業・手話奉仕員養成研修事業・移動支援事業・地域活動支援センター機能強化事業）

任意事業（日常生活支援（訪問入浴サービス、日中一時支援）・自動車運転免許取得・改造費補助事業）

地域生活支援促進事業（障害者虐待防止対策支援事業）

施策の方向2 その他の自立支援給付事業の充実

- ◇心身に障害のある人や児童に対し、その障害の除去、軽減を図るための医療費を支給します。
- ◇障害のある人や児童の身体の欠損または身体機能を補完する器具（補装具）の購入費・修理費を助成します。

[具体的事業（事業内容はP39）]

自立支援医療費・補装具費

施策の方向3 地域生活支援拠点の整備

- ◇地域生活支援の機能を強化するため、①相談、②体験の機会・場の提供、③緊急時の受入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり等の機能を集約した拠点の整備を目指します。

基本目標Ⅳ 地域における障害者福祉の推進

障害のある人もない人も同じ地域で共に暮らしていけるよう、多様な主体の連携強化や虐待防止、権利擁護に関する普及啓発等により、地域全体で障害者福祉の向上に取り組みます。

施策の方向1 関係機関との連携強化

- ◇障害のある人に対するサービス等の充実や地域生活への移行を促進するため、医療機関や教育機関、公共職業安定所、職業リハビリテーションを行う機関等との連携を強化し、総合的な支援に取り組みます。
- ◇保健・医療・福祉、教育分野等の庁内各担当課の連携を強化し、一体的なサービスの提供に努めます。
- ◇障害のある人やその家族に対して、各障害福祉団体が取り組む事業等の情報提供や、団体の事業実施上の課題等を集約し、そのサポートに努めます。

施策の方向2 虐待の防止

- ◇「障害者虐待防止センター」により、虐待の早期発見、発生時の対応、再発防止に取り組みます。
- ◇関係機関との連携・調整を行うなど、障害者虐待の防止を推進するとともに、高齢者虐待や児童虐待防止に対する取り組みとも連携しながら、様々なケースの虐待防止に努めます。
- ◇障害福祉サービス事業所や使用者、養護者等、市民や団体に向けて、虐待とその防止に関する知識の普及啓発、虐待発生時の支援に取り組みます。

施策の方向3 権利の擁護

- ◇知的障害、精神障害等の理由で判断能力に困難さを抱える人に対し、成年後見制度の周知を図ります。また、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合には、地域生活支援事業における成年後見制度利用支援事業を推進します。
- ◇地域生活支援事業における成年後見制度法人後見支援事業と合わせて、市民後見人の育成、支援について検討し、障害者等をはじめとする権利擁護事業を推進します。

施策の方向4 差別の解消

- ◇障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、障害者差別解消支援地域協議会を設置しています。福祉課が窓口となり、障害者差別及び解消に関する知識の普及啓発、差別の事象発生時の解消に取り組みます。
- ◇障害者にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための「合理的配慮」に関する知識の普及啓発に取り組みます。
- ◇社会的障壁を取り除き、障害者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるよう、ハード面・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

施策の方向5 安全対策の推進

- ◇災害や緊急事態の発生時において、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由などの障害がある人が、対応の遅れにより被害にあう可能性が高いと考えられるため、自主防災組織の活用や地域住民との連携等による災害等発生時の安全確保対策の充実を図ります。
- ◇災害等発生時において、障害福祉サービス事業所等が福祉避難所となることも踏まえたうえで、防災対策を検討します。
- ◇日常生活の中での交通安全の確保や、障害のある人や高齢者が安全・快適に移動できる交通環境の整備を促進します。

第2章 成果目標

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（最終改正 平成 29 年厚生労働省告示第百十六号）」において、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画の推進にあたっての目標（以下、「成果目標」という。）の設定と、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量を見込むことが適当としています。

本市においては、この指針や茨城県の考え方、本市の実情を踏まえ、成果目標を以下のように定めます（障害福祉サービス等の量の見込についてはP33以降に記載）。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者（以下、「施設入所者」という。）のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成 32 年度末の成果目標を設定します。

本市においては、障害のある人の状況と意向、地域の受入体制等を踏まえ、関係機関と連携して達成を目指していきます。

【国の指針】

- ①平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行
- ②平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減
※第 4 期障害福祉計画の目標が平成 29 年度末において達成されないと見込まれる場合、その未達成割合を加算

【茨城県の考え方】

- ①平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行
- ②平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所定員数から 2%削減

【本市の設定】

- ①平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減
- ②平成 32 年度末の施設入所者数が①の目標に達するための地域生活への移行者数を設定

項目	数	割合	備考
平成 28 年度末の施設入所者数 (A)	56 人		目標設定の基準値
① <目標> 平成 32 年度末の施設入所者数 (B)	54 人	3.57%削減	Aの2%以上削減
施設入所者削減数 (C)	2 人		A-B
新規施設入所者数 (D)	1 人		目標設定のための仮定値
② <目標> 福祉施設から地域生活への移行者数 (E)	3 人	Aの5.36%	(A+D)-B

※第 4 期下妻市障害福祉計画の実績

項目	目標		実績	
	数	割合	数	割合
(基準値) 平成 25 年度末の施設入所者数	53 人			
(目標) 福祉施設から地域生活への移行者数	7 人	13.2%が移行	0 人	0%
(目標) 平成 29 年度末の施設入所者数	50 人	94.3%に減少	56 人	105.6%に増加
(参考) 施設入所者削減数	△3 人	5.7%の削減	0 人	
(参考) 新規施設入所者数	4 人		3 人	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を実現するため、国では、圏域ごと及び市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが望ましいとしています。

本市においては、既に「下妻市障害者自立支援協議会」が設置されており、この協議会の継続及び充実により、地域精神保健医療福祉の一体的な推進を図っていきます。

【国の指針】

- ・平成32年度末までに、全ての圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場（協議会やその専門部会など）を設置（都道府県が実施）
- ・平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場（協議会やその専門部会など）を設置（市町村が実施）

【本市の設定】

- ・国の指針に準拠

項目
<p><目標> 下妻市障害者自立支援協議会の継続と内容の充実</p>

(3) 地域生活支援拠点の整備

国では、地域生活支援の機能を強化するため、各地域内のグループホームや障害者支援施設へ、①相談、②体験の提供、③緊急時の受入れ・対応、④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくり等の機能を集約した拠点（地域生活支援拠点）の整備を推進しています。

本市においても、今後、市内外の事業者や関係機関と連携して、市内又は圏域での拠点整備を目指していきます。

【国の指針】

- ・平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に「地域生活支援拠点等」を少なくとも一つ整備

【本市の設定】

- ・国の指針に準拠

項目	数
<p><目標> 「地域生活支援拠点等」の整備</p>	1カ所（市内又は圏域内）

(4) 福祉施設から一般就労施設等への移行等

国では、就労支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）から一般就労への移行を促進しています。しかし、その一方で移行後の定着が課題となっていることから、新たなサービスとして「就労定着支援」を創設しました。

本市においても、事業者や関係機関と協力して、就労移行支援事業等の強化と就労定着支援の提供を目指していきます。

【国の指針】

- ①福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成 32 年度中に一般就労に移行する人の数を平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上
 - ②平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加
 - ③就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上
 - ④就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上
- ※一般就労に移行する人の数及び就労移行支援の利用者数について、平成 29 年度末の数値目標が達成しない場合、未達成割合を加えた割合以上を目標値とする

【本市の設定】

- ①国の指針に準拠（但し、平成 29 年度の未達成分の加算無し）
- ②国の指針に準拠（但し、平成 29 年度末の未達成分の加算無し）
- ③4 つの就労移行支援事業所のうち、1 事業所の就労移行率を 3 割以上
- ④国の指針に準拠

項目		数	割合	備考
①	平成 28 年度中の一般就労への移行数（A）	2 人		目標設定の基準値
	<目標> 平成 32 年度中の一般就労への移行数	3 人	1.5 倍	A の 1.5 倍以上
②	平成 28 年度末の就労移行支援利用者数（B）	28 人		目標設定の基準値
	<目標> 平成 32 年度末の就労移行支援の利用者数	34 人	121.4%に増加	B の 2 割以上
③	就労移行支援事業所数	4 事業所		目標設定の基準値
	<目標> 就労移行率 3 割以上の事業所数	1 事業所	25.0%	
④	<目標> 就労定着支援開始から 1 年時点の職場定着率	—	8 割以上	新設事業であり基準値無し

※第 4 期下妻市障害福祉計画の実績

項目	目標	実績	備考
(目標) 平成 29 年度の一般就労への移行数	5 人	4 人	80% (1 人分未達成)
(目標) 平成 29 年度末の就労移行支援の利用者数	50 人	22 人	44% (28 人分未達成)
(目標) 就労移行率 3 割以上の事業所数	2 事業所	0 事業所	0% (100%未達成)
(目標) 就労移行支援事業所数	4 事業所	4 事業所	100%

第3章 障害福祉サービス等の事業内容、量の見込と確保の方策

1. 相談支援

(1) 事業内容

相談支援は、障害者や保護者等からの相談に対応するサービスで、総合的な相談支援、サービス等利用計画の作成支援、施設入所者等の地域移行支援などを行います。

相談支援事業	障害者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
計画相談支援	相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画を作成します。また、支給決定後の障害福祉サービス事業者との連絡調整、サービス等の利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に、地域移行に向けた支援として、住居の確保や外出への同行支援、相談、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に、常時の連絡体制を確保して、地域生活を継続していくための支援を行います。

(2) 量の見込みと確保の方策

①量の見込み

相談支援は、障害者が必要なサービスを適切に受けるため、また障害者の権利を守るためなど、非常に重要な役割を持っており、特にサービス等利用計画の策定を支援する計画相談支援が増加すると見込みます。

区分			見込み		
事業名	単位		H30年度	H31年度	H32年度
相談支援事業	事業所数	力所	3	3	3
計画相談支援	利用者数	人	287	304	322
地域移行支援	利用者数	人	1	1	1
地域定着支援	利用者数	人	1	1	1

②確保の方策

「障害者基幹相談支援センター（下妻市役所第二庁舎1階、福祉課障害福祉係内）」の充実や、指定相談事業所の確保により、対応力の強化に努めていきます。

2. 訪問系サービス

(1) 事業内容

訪問系サービスは、障害者の居宅での生活を支えるサービスで、在宅時の介護や外出時の移動の援護などを行います。

居宅介護	入浴・排泄・食事など、在宅生活における介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的障害者・精神障害者であって、常に介護を必要とする人に、入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等を行います。
行動援護	著しい行動障害を有する知的障害者・精神障害者であって、常に介護を必要とする人に、危険回避のために必要な援護、移動の援護等を行います。
重度障害者包括支援	常に介護を必要とする障害者であって、その必要度が著しく高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 量の見込みと確保の方策

①量の見込み

障害者本人や介護する家族の高齢化等により、今後は各サービスの利用が増加すると見込みます。

区分		見込み			
事業名	単位	H30年度	H31年度	H32年度	
居宅介護	利用者数	人	46	49	52
	延利用時間	時間	4,020	4,282	4,544
重度訪問介護	利用者数	人	4	5	6
	延利用時間	時間	13,142	16,428	19,713
同行援護	利用者数	人	1	1	1
	延利用時間	時間	22	22	22
行動援護	利用者数	人	1	1	1
	延利用時間	時間	22	22	22
重度障害者包括支援	利用者数	人	0	0	0
	延利用時間	時間	0	0	0

②確保の方策

障害種別に関わりなくサービスが提供できるよう、人材の確保・育成、サービス事業者への的確な情報提供などに努めていきます。

3. 日中活動系サービス（日常的支援・自立訓練）

（1）事業内容

日中活動系サービス（日常的支援・自立訓練）は、施設に通う障害者の生活を支援するサービスで、日常生活の介護や自立生活に向けた訓練などを行います。

生活介護	常に介護を必要とする障害者に、主に日中に障害福祉サービスとして行われる入浴・排泄・食事等の介護を行うとともに、創作的活動・生産活動等の機会を提供します。
療養介護	医療を必要とする障害者であって、常に介護を必要とする人に、病院等の施設で行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護等を行います。
短期入所	居宅で介護を行う人が疾病等の場合に、短期間、施設等で必要な介護等を行います。
自立訓練 （機能訓練）	身体障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障害者・精神障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

（2）量の見込みと確保の方策

①量の見込み

近年の利用は若干の減少傾向で推移していますが、日常生活の維持・向上や地域生活への移行希望などのニーズを勘案し、今後は増加すると見込みます。

事業名	区分		見込み		
	単位		H30 年度	H31 年度	H32 年度
生活介護	利用者数	人	121	122	123
	延利用者数	人日	28,210	28,443	28,676
療養介護	利用者数	人	8	9	10
	延利用者数	人日	1,547	1,609	1,670
短期入所（福祉型）	利用者数	人	25	26	27
	延利用者数	人日	1,547	1,609	1,670
短期入所（医療型）	利用者数	人	4	4	4
	延利用者数	人日	109	109	109
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人	1	2	3
	延利用者数	人日	120	240	360
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人	7	8	9
	延利用者数	人日	956	1,092	1,229

②確保の方策

障害者の状態や希望に合わせたサービスが提供できるよう、ニーズを把握していくとともに、事業者と協力して必要な量の確保に努めていきます。

4. 日中活動系サービス（就労支援）

（1）事業内容

日中活動系サービス（就労支援）は、福祉事業所での継続した就労を目的とするサービスと、一般企業等への就労を目的としたサービスがあります。一般企業等への就労の際の定着が課題となっていることから、新たに「就労定着支援」が加わります。

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動等を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	通常の事業所で雇用されることが困難な障害者を雇用し、生産活動等を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	雇用には至らないが、雇用に向け、より実践的な訓練を必要とする人、再度雇用の場に戻ることを希望する人に対し就労機会を提供するとともに、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就職した障害のある人に、就労が続くよう生活面での課題を解決するため、事業所や家族との連絡調整や支援を行います。

（2）量の見込みと確保の方策

①量の見込み

一般企業等への就労を推進していくにあたって、就労移行支援、継続支援ともに利用が増加すると見込みます。就労定着支援については、実施事業者を確保し、利用を見込みます。

区分		見込み			
事業名	単位	H30年度	H31年度	H32年度	
就労移行支援	利用者数	人	25	30	34
	延利用者数	人日	4,423	5,307	6,015
就労継続支援(A型)	利用者数	人	10	11	12
	延利用者数	人日	1,496	1,645	1,795
就労継続支援(B型)	利用者数	人	103	105	107
	延利用者数	人日	19,926	20,313	20,699
就労定着支援	利用者数	人	1	1	1

②確保の方策

就労移行に係る支援については、地元企業やハローワーク等との連携により、就労機会の拡大を図りつつ、必要な訓練を提供する体制を整備していきます。また、福祉的就労における受注については、官公需の拡充を図っていきます。

就労定着支援については、福祉事業者への情報提供等により、実施事業者の確保を図ります。

5. 居住系サービス

(1) 事業内容

居住系サービスは、施設やグループホーム等で暮らす障害者の日常生活を支援するサービスです。新たに、施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人を支援する「自立生活援助」が加わります。

施設入所支援	障害者支援施設等に入所する障害者に、夜間や休日における入浴・排泄・食事等の介護を行います。
共同生活援助	共同生活を営む住居において、入浴・排泄・食事等の介護、相談その他日常生活の援助を行います。
自立生活援助	施設等に入所していた障害者が一人暮らしを始めた際に、定期巡回訪問や随時訪問等による相談・助言、連絡調整等を行います。

(2) 量の見込みと確保の方策

①量の見込み

障害者本人や介護する家族等の高齢化により、施設の利用ニーズは高まることが予想されますが、グループホームや一般住宅への移行を支援していくことで、施設入所支援の利用は減少、共同生活援助の利用は増加を見込みます。自立生活援助は、実施事業者を確保し、利用を見込みます。

区分			見込み		
事業名	単位		H30年度	H31年度	H32年度
施設入所支援	利用者数	人	56	55	54
共同生活援助	利用者数	人	47	48	49
自立生活援助	利用者数	人	1	1	1

②確保の方策

施設入所支援や共同生活援助については、福祉事業者や医療機関との連携により受入体制の整備を図っていきます。

自立生活援助については、福祉事業者への情報提供等により、実施事業者の確保を図ります。

6. 地域生活支援事業、その他の自立支援給付事業

(1) 事業内容

地域生活支援事業は、在宅における自立した生活を支援するサービスで、必須事業（実施が必須とされている事業）と任意事業（市町村の実情に合わせて行う事業）に、これらの事業の効果を高めるための事業として「障害者地域生活促進事業」が加わりました。また、その他の自立支援給付事業として、自立支援医療費と補装具費の給付・助成を行っています。

①必須事業

理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発等を行います。
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障害者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分である一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度の利用を支援するための費用を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障のある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	障害者等の円滑な日常生活に資する自立生活支援用具等の給付や重要な情報入手手段である点字図書の購入費用の給付、重度の障害者の家庭生活を送りやすくするための住宅改修工事費の給付等を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話表現技術を習得するための研修により、聴覚障害者等との交流等を支援する手話奉仕員を養成します。
移動支援事業(個別支援事業)	屋外での移動が困難な障害者が、社会生活上必要な外出や社会参加のために外出する際の移動を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発等を行います。

②任意事業

訪問入浴サービス	入浴に介助を必要とする在宅の人の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護及び身体の清拭を行います。
日中一時支援	障害者等の家族の就労支援及び一時的な介護負担の軽減を図るために、障害者等の日中の活動の場を提供します。
自動車運転免許取得・改造費補助事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

③地域生活支援促進事業

障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関や地域住民等の協力体制の整備、支援体制の強化を図ります。
---------------	---

④その他の自立支援給付事業

自立支援医療費	障害の除去、または軽減のために、身体障害のある人に更生医療、身体障害のある児童に育成医療、精神障害のある人に精神通院医療を給付します。
補装具費	身体障害者手帳所持者に対し、失われた部分や障害のある部分の機能を補うための器具の購入費・修理費の全部または一部を助成します。

(2) 量の見込みと確保の方策

①量の見込み

各サービスの充実や情報の周知等による利用者の増加を見込みます。

区分				見込み		
事業名		単位等		H30年度	H31年度	H32年度
理解促進研修・啓発事業		実績有無	有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実績有無	有無	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数	力所	3	3	3
	基幹相談支援センター	設置有無	有無	有	有	有
	相談支援機能強化事業	実績有無	有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実績有無	有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業		利用者数	人	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実績有無	人	無	無	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	件	20	25	30
	手話通訳者設置事業	設置者数	力所	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数	件	3	3	3
	自立生活支援用具	利用件数	件	4	4	4
	在宅療養等支援用具	利用件数	件	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	利用件数	件	3	4	4
	排泄管理支援用具	利用件数	件	660	680	700
	住宅改修費	利用件数	件	2	2	2

区分			見込み		
事業名	単位等		H30年度	H31年度	H32年度
手話奉仕員養成研修事業	研修終了者数	人	15	15	15
移動支援事業(個別支援事業)	利用者数	人	9	9	9
	延利用時間	時間	529	529	529
地域活動支援センター機能強化事業	実績有無	有無	有	有	有
訪問入浴サービス	利用者数	人	4	5	6
日中一時支援	利用者数	人	53	55	57
自動車運転免許取得・改造費補助事業	利用者数	人	2	3	3
障害者虐待防止対策支援	実績有無	有無	有	有	有
自立支援医療費	更生医療	利用者数	4	5	6
	育成医療	利用者数	2	3	4
	精神通院医療	利用者数	530	550	570
補装具費	利用者数	人	80	82	84

②確保の方策

市民の協力や関係機関との連携が必要な事業が多いため、積極的な情報の交換や発信により、事業の実施とサービス利用促進を図っていきます。

第3部 第1期下妻市障害児福祉計画

第1章 施策の展開

基本目標Ⅴ 障害のある児童の支援

障害のある児童に必要な保育・教育等の支援が身近な地域で受けることができ、その児童と家族が地域の中で安心して暮らせるよう、関係機関と連携しながら施策の充実及び体制の整備に取り組みます。

施策の方向1 障害児相談支援の充実

◇障害児及びその家族が、ライフステージに応じた効果的な支援を受けられるよう、サービス等利用計画策定の支援や情報の提供を行います。

〔具体的事業（事業内容はP45）〕

障害児相談支援

施策の方向2 障害児通所支援事業の充実

◇障害児の障害種別や年齢等のニーズに応じた通所支援サービスが適切に受けられるよう、通所支援サービスの質の向上と支援体制の強化に取り組みます。

◇障害児に対する重層的な支援体制構築のための中核的な機関として「児童発達支援センター」の設置を検討します。

◇これまで保育所等訪問支援を受けられなかった施設へ、支援の対象を拡充します。

〔具体的事業（事業内容はP45）〕

児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援（拡充） ・ 医療型児童発達支援

施策の方向3 重度心身障害児等支援の充実

◇重度心身障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅での発達支援が提供できるよう、新しいサービスの導入を図ります。

◇強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等による支援体制の充実を図ります。

◇医療的ケア児が心身の状態に応じた支援が身近な地域で受けられるよう、保健所、病院・診療所、障害福祉事業所、教育機関等との協議の場の設置、コーディネータの配置を検討します。

〔具体的事業（事業内容はP45）〕

居宅訪問型児童発達支援（新設）

施策の方向4 障害児等の育成支援の充実

- ◇小児慢性特定疾患児の生活の負担を軽減し自立を支援するため、日常生活用具の給付を行います。
- ◇軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入費等の助成を行います。

[具体的事業（事業内容はP46）]

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 ・ 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

施策の方向5 地域における障害児福祉の充実

- ◇障害児が地域社会の中で共に育ち、学んでいけるよう、子育て、母子保健、教育、就労、ボランティア等の分野の行政及び民間団体、市民との連携強化を図ります。
- ◇障害の早期発見・早期療育に向けて、保健センターや社会福祉協議会と連携し、乳幼児健診から各種相談支援に繋いでいきます。
- ◇障害児の就学時や卒業時において、支援が円滑に引き継がれるよう、教育機関、就労支援事業所、通所支援事業所等の連携強化を図ります。

第2章 成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児に関する施策は、以前は障害者自立支援法と児童福祉法に基づき実施されていましたが、平成24年の児童福祉法の改正により根拠規定が一本化されました。それ以降、障害児に対するサービスの拡充を進めており、平成28年5月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」によって、重症心身障害児や医療的ケア児等への支援拡充などが図られることになり、指針においてもこれらサービスの提供体制を整備するための目標が定められています。

本市においても、国の指針に基づき、事業者や関係機関との連携により、地域の障害児支援体制の拡充に取り組んでいきます。

【国の指針】

- ①平成32年度末までに、各市町村に児童発達支援センターを、少なくとも1カ所以上設置（圏域での設置も可）
- ②平成32年度までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ③平成32年度までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に1カ所以上確保（圏域での確保も可）
- ④医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置（都道府県が関与したうえでの圏域での設置も可）

【本市の設定】

- ・国の指針に準拠

項目		数、内容等
①	<目標> 児童発達支援センターの設置	1カ所（市内又は圏域内）
②	<目標> 保育所等訪問支援の実施	体制構築及び実施
③	<目標> 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所（市内又は圏域内）
④	<目標> 医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	下妻市障害者自立支援協議会の継続と内容の充実

第3章 障害福祉サービス等の事業内容、量の見込と確保の方策

1. 障害児相談支援

(1) 事業内容

障害児相談支援は、障害児が必要なサービスを適切に受けるためのサービス利用計画の作成支援等を行います。

障害児相談支援	相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、通所サービスの利用計画を作成します。また、支給決定後の障害福祉サービス事業者との連絡調整、サービス等の利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行います。
---------	--

(2) 量の見込みと確保の方策

①量の見込み

障害の早期発見・早期療育の推進等により、利用は増加すると見込みます。

区分		見込み		
事業名	単位	H30年度	H31年度	H32年度
障害児相談支援	利用者数 人	49	52	55

②確保の方策

「障害者基幹相談支援センター（下妻市役所第二庁舎1階、福祉課障害福祉係内）」の充実や、保健センター、社会福祉協議会との連携などにより、対応力の強化に努めていきます。

2. 障害児通所支援

(1) 事業内容

障害児通所支援は、通所施設や保育所等で生活訓練や適応訓練等を行うものですが、重度の障害等により外出の困難な児童を支援する「居宅訪問型児童発達支援」が、新たに加わりました。

児童発達支援	未就学の障害児とその家族に対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対し、放課後や夏休み等において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設を訪問し、障害のない児童との集団生活への適応のための訓練、施設スタッフへの指導等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある障害児に、機能訓練や治療、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

(2) 量の見込みと確保の方策

①量の見込み

児童発達支援と放課後等デイサービスはニーズが多く、今後も増加すると見込みます。その他の事業については、利用ニーズはあるものの実施事業者が市内に無く、サービスの提供ができない状況ですが、実施事業者の確保による利用を見込みます。

区分			見込み		
事業名	単位		H30年度	H31年度	H32年度
児童発達支援	利用者数	人	4	5	6
	延利用者数	人日	256	320	384
放課後等デイサービス	利用者数	人	45	51	56
	延利用者数	人日	8,325	9,435	10,360
保育所等訪問支援	利用者数	人	2	3	3
	延利用者数	人日	96	144	144
医療型児童発達支援	利用者数	人	0	0	1
	延利用者数	人日	0	0	32
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人	0	0	1
	延利用者数	人日	0	0	32

②確保の方策

現在実施していない事業については、市内事業者への情報提供や市外事業者との情報交換等により、実施事業者の確保を図ります。

3. その他の事業

(1) 事業内容

慢性的な疾患のある児童や、軽度・中等度難聴児への福祉用具の給付・助成を行います。

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台や歩行支援用具、入浴補助用具等の日常生活用具を給付します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入費等を助成します。

(2) 量の見込みと確保の方策

①量の見込み

各サービスの利用は、横這いで推移すると見込みます。

区分			見込み		
事業名	単位		H30年度	H31年度	H32年度
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	利用件数	件	2	3	3
軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	利用件数	件	2	3	3

②確保の方策

支援の必要な児童が利用できるよう、情報の周知に努めていきます。

参考資料

下妻市障害者自立支援協議会設置要綱

平成 22 年 1 月 29 日

告示第 11 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づき、障害者及び障害児の自立した生活を支援し、地域における障害福祉に関する方策を協議するため、下妻市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関すること。
- (3) 地域の関係機関の相互連携に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会において必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者相談員
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 保健及び医療関係者
- (5) 教育及び雇用関係者
- (6) 障害者関係団体
- (7) 学識経験者
- (8) 障害者及びその家族
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の相互によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外のものの出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会等の設置)

第6条 協議会に、専門事項を調査研究するため、必要に応じて専門部会、個別検討議会その他の組織(以下「部会等」という。)を置くことができる。

2 部会等の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を解いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付則

この告示は、平成22年2月1日から施行する。

付則(平成23年告示第63号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

付則(平成25年告示第56号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

下妻市障害者自立支援協議会委員名簿

所属	氏名
下妻市身体障害者相談員	服部 佳子
下妻市知的障害者相談員	山口 三枝子
地域活動支援センター「煌」	戸塚 秀樹
障がい相談支援事業所 藍藍	百戸 秀子
下妻市心身障害者福祉センター「ひばりの」	沼田 亨
社会福祉法人みどり会「マルニカレッジ」	増山 剛
下妻地方地域活動支援センター「菜の花」	山田 紀美子
特定非営利活動法人「夢工房おおぞら」	角田 茂雄
あやとりハウス下妻	小橋 栄次
茨城県常総保健所	加藤 律子
訪問看護ステーションしもつま	柳橋 みどり
茨城県立下妻特別支援学校	牛久 厚子
下妻市教育委員会指導課	大塚 英克
障害者就業・生活支援センター「なかま」	渡辺 学
下妻市社会福祉協議会	田中 則昭
下妻地方家族会	添野 幸子
茨城県筑西児童相談所	富重 正治
下妻市家庭児童相談室家庭相談員	鳩貝 雄
茨城県ポーターズ協会	谷島 邦雄

下妻市障害福祉計画・下妻市障害児福祉計画策定に係る意見書聴取団体

団体（組織）の名称	創立年月日
下妻市身体障害者福祉協会	昭和 37 年 3 月 16 日
下妻市心身障害児者父母の会	昭和 56 年 12 月 1 日
下妻地方家族会	昭和 61 年 9 月 25 日
下妻市聴覚障害者協会	平成 16 年 5 月 6 日

用語集

あ 行

育成医療	身体に障害のある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。自立支援医療の一種。
------	---

か 行

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行う。本市においては、下妻市役所第二庁舎1階、福祉課障害福祉係内に設置。
強度行動障害	激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。
グループホーム	認知症高齢者や障害者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。
高次脳機能障害	外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のことをいう。
更生医療	身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。自立支援医療の一種。

さ 行

市民後見人	自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。研修修了者は市区町村に登録され、親族等による成年後見が困難な場合などに、市区町村からの推薦を受けて家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産の管理や介護サービス契約などの法律行為を行う。(→成年後見制度、成年後見人)
障害者虐待	障害者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置(ネグレクト)、⑤経済的虐待がある。
職業リハビリテーション	障害者等のリハビリテーションの過程において、職業生活への適応を相談・訓練・指導し、その人にふさわしい職に就けるよう援助する専門技術の領域をいう。具体的には、障害者職業センター、障害者職業能力開発校等において行われる。
身体障害	身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害)の五つに分類されている。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人(15歳未満は、その保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級がある。

重症心身障害者	重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している者。大島一良氏が発表した大島分類によって区分される1から4に当てはまる児童を一般に重症心身障害児としている。そして、成人した重症心身障害児を重症心身障害者といっている。
精神障害	統合失調症、気分障害（うつ病など）等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障害の程度により1級から3級がある。
精神通院医療	精神障害者の適正な医療の普及を図るため、精神障害者に対し、病院等へ入院することなく行われる精神障害の医療。自立支援医療の一種。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。（→市民後見人、成年後見人）
成年後見人	精神上の障害により判断能力に欠けるとして、家庭裁判所により後見開始の審判を受けた者（成年被後見人）の財産に関するすべての法律行為について代理権を有する者。（→市民後見人、成年後見制度）

た 行

地域活動支援センター	障害者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する場。
知的障害	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

な 行

難病	「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、難病は、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と規定されている。「障害者総合支援法」において障害福祉サービス等の対象となる疾病は358となっている（平成29年4月1日より）。
----	---

は 行

バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。
--------	--

や 行

ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。
------------	--

ら 行

療育手帳	知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。等級は○A（マルエー）（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）がある。
------	--

第5期 下妻市障害福祉計画
第1期 下妻市障害児福祉計画

平成30年3月 発行
下妻市 保健福祉部 福祉課
下妻市本城町二丁目22番地 TEL. 0296-43-2111 (代表)